観光案内サイン整備ガイドライン

【　本　編　】

目　次

１．　観光案内サインに関する現状把握及び問題点と対応方針 1

（１）　観光案内サインの整備状況 1

（２）　観光案内サインの整備に関する問題点と対応方針 2

２．　ガイドラインの位置付け 3

（１）　位置付け 3

（２）　対象範囲 3

３．　歩行者系の観光案内サイン 4

（１）　観光案内サインの種類 4

（２）　観光案内サインによる検討手順 6

１）　検討のフロー 6

２）　歩行者系の観光案内サイン整備にあたっての視点 7

３）　対象範囲の設定 8

４）　観光資源の整理 9

５）　観光行動実態の調査・把握 10

６）　観光施設のランク付け 11

７）　案内経路・方針の設定 13

（３）　観光案内サインの案内内容 14

１）　歩行者系の観光案内サインで提供すべき情報 14

２）　図解標識に表示する情報 15

３）　指示標識に表示する情報 20

４）　周遊促進標識に表示する情報 25

（４）　観光案内サインの配置計画 27

１）　観光案内サインの配置に関する基本的な考え方 27

２）　観光案内サインの種類の組み合わせ 28

３）　観光案内サインの標識別配置方針 30

４）　観光案内サインの設置位置に関する方針 33

５）　観光案内サインの設置位置の考え方補足 34

６）　指示標識の連続性検証 35

（５）　観光案内サインのデザイン 37

１）　デザインコンセプト 37

２）　基調色と基本形状 37

４．　車両系の観光案内サイン 41

（１）　観光案内サインの種類 41

（２）　表示内容 42

（３）　デザイン 43

１）　広域サイン 43

２）　中域サイン 46

（４）　配置計画 47

１）　対象道路網 47

２）　配置計画の想定交通 47

３）　配置計画 48

５．　観光案内サインのマネジメント 50

（１） 維持管理とマネジメントの仕組みづくり 50
６． 参考資料 52
（１） 奈良公園エリアのアンケート調査票（H21 実施事例） 52
（２） 文字の大きさ・ピクトグラム等 59

1.　観光案内サインに関する現状把握及び問題点と対応方針

（1）　観光案内サインの整備状況

奈良県では、平成 21 年 7 月に策定した「観光案内サイン整備ガイドライン」に基づき、世界遺産地域等の主要観光地で観光案内サインの整備を進めている。以下に整備状況を示す。

【整備状況　※平成 26 年 4 月 1 日現在】

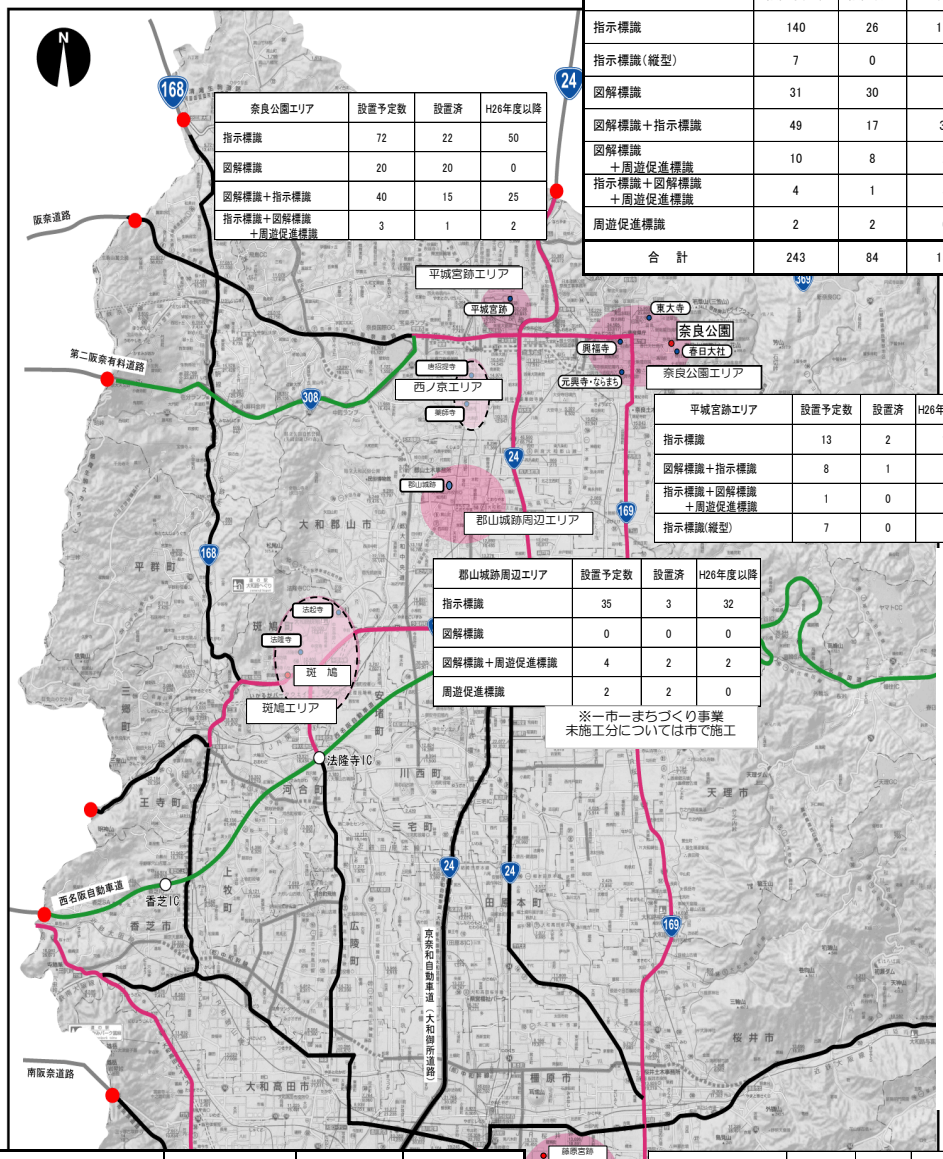

奈良公園エリア	設置予定数	設置済	H26年度以降
指示標識	72	22	50
図解標識	20	20	0
図解標識＋指示標識	40	15	25
指示標識＋図解標識＋周遊促進標識	3	1	2

平城宮跡エリア	設置予定数	設置済	H26年度以降
指示標識	13	2	11
図解標識＋指示標識	8	1	7
指示標識＋図解標識＋周遊促進標識	1	0	1
指示標識(縦型)	7	0	7

郡山城跡周辺エリア	設置予定数	設置済	H26年度以降
指示標識	35	3	32
図解標識	0	0	0
図解標識＋周遊促進標識	4	2	2
周遊促進標識	2	2	0

藤原・明日香エリア	設置予定数	設置済	H26年度以降
指示標識	20	0	20
図解標識	11	10	1
図解標識＋指示標識	1	1	0
図解標識＋周遊促進標識	6	6	0

	設置予定数	設置済み	H26年度以降
指示標識	140	26	114
指示標識（縦型）	7	0	7
図解標識	31	30	1
図解標識＋指示標識	49	17	32
図解標識＋周遊促進標識	10	8	2
指示標識＋図解標識＋周遊促進標識	4	1	3
周遊促進標識	2	2	0
合　計	243	84	159

（２） 観光案内サインの整備に関する問題点と対応方針

観光案内サインの整備について、関係機関から収集した問題点を踏まえ、以下の 2 つの対応方針の下、ガイドラインを改定する。

【問題点】

○県管理道路及び公園内の道路等、空間に余裕がある箇所については整備が進んでいるものの、設置スペースの問題、関係者間の合意形成、コスト等の制約条件が多い箇所では、整備の進捗が遅れている。そのため、観光案内サインの連続性が確保されておらず、効率的かつ効果的な案内誘導となっていない。

○観光案内サインの設置に向けて、案内サインの形状における工夫が求められる。

→ 対応方針①：観光案内サインの形状の追加
※狭小な箇所においても設置可能な観光案内サインの形状を追加

【問題点】

○観光案内サインの設置の考え方や、交差点部における具体の配置場所に関する設置方針がなく、設置者それぞれが設置しやすい箇所に整備を進めている。そのため、設置者間での統一性がなく、利用者にとって分かりにくい箇所に設置されている。

○利用者にとって分かりやすい観光案内サインとなるよう、統一性のある観光案内サインの設置に向けて、設置方針の明確化が求められる。

→ 対応方針②：観光案内サインの設置方針の明確化

2.　ガイドラインの位置付け

（１）　位置付け

奈良県内には世界遺産等の国内有数の歴史的資産が存在し、来訪者も数多いが、目的地までの経路がわかりにくく、スムーズに到達できないという道路利用者の声も少なからず聞かれる。そこで、歩行者系の観光案内サインについてガイドラインに基づき、整備を進めているところである。

こうした中、先に示すような問題があるため、各関係者が設置する観光案内サインの統一、初めて奈良を訪れる国内外の旅行者への迷うことない分かりやすい案内誘導、さらには周遊観光の促進に向けてガイドラインを改定し、県内全ての関係者がこのガイドラインに基づき整備を促進するものとする。

（２）　対象範囲

○ガイドラインが対象とする観光案内サインは、利用者が目的地まで移動する際に現地で活用されるもので、以下を対象とする。

①歩行者系の観光案内サイン

観光行動の起点（駅・駐車場等）から観光施設に至るまでの経路上で、道路管理者、自治体、公園管理者、鉄道・バス等の公共交通事業者が、観光施設を案内する目的で設置・管理するもの。

②車両系の観光案内サイン

奈良県境及び各観光エリアへの主要な経路上で、道路管理者が設置するもの。

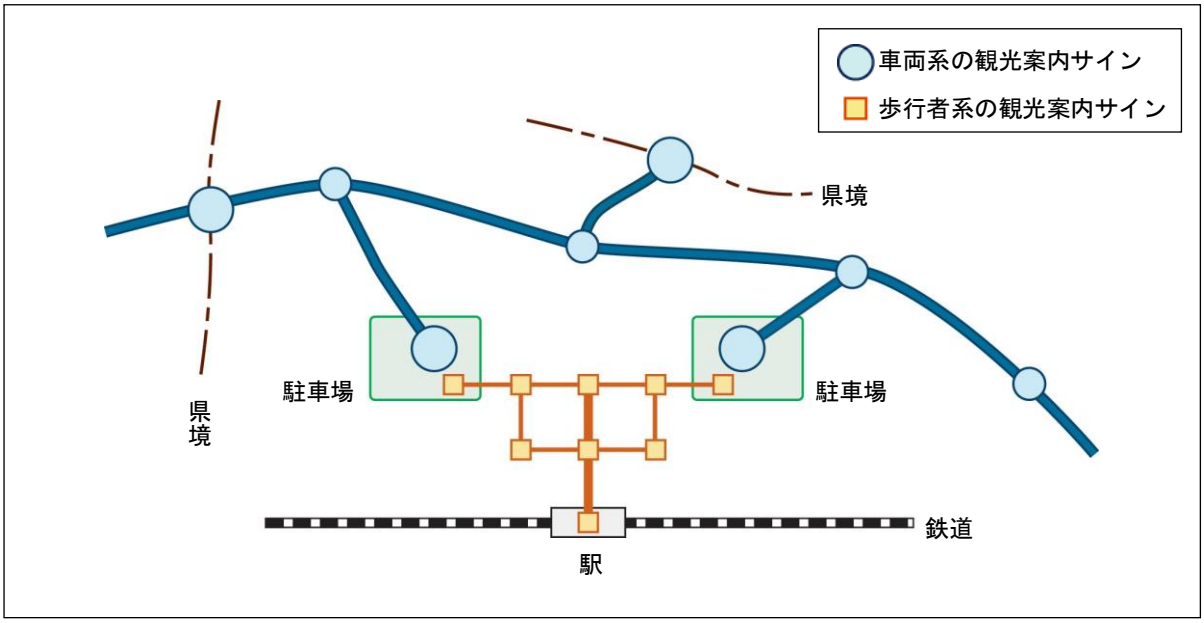

図 1　対象とする観光案内サインのイメージ